

市内米軍施設に係る 災害協力 について

- 米軍施設に係る災害協力については、市内米軍施設のうち5か所を広域避難場所に指定し、米側に対し、避難等の支援について協力を求めてまいりました。
- 政府に対しては、平成20年12月22日に基地対策特別委員会による要望行動が実施され、「災害対策への協力」等の各項目について要望が行なわれました。
- このような中、在日米海軍横須賀基地司令部から所管2施設を対象に、災害時の具体的な支援内容等を表した「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」について申し入れがありました。
- 現在、安全管理局と共同で、覚書締結に向けた調整を進めています。また、他の施設についても、在日米海軍厚木基地司令部、在日米陸軍と、同様な覚書の締結について相談をしており、具体化し次第、順次締結していく予定です。

参考 広域避難場所に指定している市内米軍施設

広域避難場所の名称	施設名	所管
根岸住宅地区	根岸住宅地区 池子住宅地区及び海軍補助施設	在日米海軍 (横須賀基地司令部)
根岸森林公園		
池子米軍用地及び八景苑墓地一帯		
米軍深谷通信隊	深谷通信所	在日米海軍 (厚木基地司令部)
米軍上瀬谷通信隊一帯	上瀬谷通信施設	
ノースピア本館前広場	横浜ノース・ドック	在日米陸軍

※広域避難場所 地震に伴う大火災が多発し、炎上拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所。避難時間は、長くとも数時間程度と想定。

災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する米海軍横須賀基地司令部との覚書

<p>1 目的と範囲</p>	<p>(1) 本覚書は、横浜市と米海軍横須賀基地司令部間の災害対応準備及び災害救援のため、相互支援と援助に関する共同活動の範囲を定めるものである。</p> <p>(2) 災害はいつ発生するか分からず、人々、施設、そして財産が自然災害や人的災害によって被害を受ける。</p> <p>(3) 横浜市と米海軍横須賀基地司令部は、市や基地で働く者や居住者の生命と安全を守るという共通の目標を持つ。</p> <p>(4) 横浜市と米海軍横須賀基地司令部間の災害対応準備と災害救援に関しての緊密な協力と共同活動により、必要不可欠な公共サービスを維持回復するための適時で効果的な活動を促進する。</p>
<p>2 定義</p>	<p>(1) 災害対応準備とは、災害に効果的な対応をとることにより生命と財産を守り、必要不可欠な公共サービスを維持回復することを目的とした、不測事態等に対応する計画の立案及び共同活動を意味するものである。</p> <p>(2) 災害救援とは、災害による被災者に対しての横浜市と米海軍横須賀基地司令部間の合意に基づく災害救援活動であり、経済活動に対する恒久的な貢献まで含むものではない。</p> <p>(3) この活動は、人命救助、被災者の搬送、食料や衣服や医薬品そして寝台や寝具の提供、臨時避難所及び仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供等を含む人道的支援である。</p>
<p>3 計画と実施に関する基本的事項</p>	<p>(1) 災害対応準備と災害救援が要請され受け入れられた場合、横浜市と米海軍横須賀基地司令部は相互に支援を行うことができる。</p> <p>(2) そのような支援は、本来業務に支障のない範囲の資材を使用し、期間を限定して実施される。</p> <p>(3) 提供される支援は、緊急を要するもので、一般的な復興作業まで含むものではない。</p> <p>(4) 災害支援に伴う経費については、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担するものとする。</p> <p>(5) 本覚書は、横浜市と米海軍横須賀基地司令部の管轄する根岸住宅地区並びに池子住宅地区及び海軍補助施設に適用される。また、いかなる支援供与の義務を課すものではない。</p>
<p>4 共同活動の範囲</p>	<p>(1) 災害対応準備と災害救援に関し、より効果的な共同活動を増進するため、横浜市と米海軍横須賀基地司令部は以下の事項に同意する。</p> <p>ア 計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。</p> <p>イ 相手方に影響を与えるおそれがある事象については、全て通知する。</p> <p>ウ 災害救援のため災害対策本部を設置するときは、相手方にその旨を連絡する。</p> <p>エ 被災状況及び対応状況を適宜連絡する。</p> <p>オ 要請に基づく災害対応準備と災害救援の支援は、それぞれの国の法律、規則、細則に従い実施する。</p> <p>カ 情報交換、セミナー、会議、視察、訓練やデモンストレーション等を通して、災害対応の共同活動や専門的技能の向上を促進していく。</p>